

見積参加希望者 各位
(仕様書5及び6を満たす者で、参加を希望する者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 盛岡市共用空間データ基図システム賃貸借(長期継続契約)
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書等のとおり
- (3) 納入場所 道路管理課
- (4) 賃貸借期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

2 契約条項を示す場所

盛岡市建設部道路管理課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和7年3月28日（金） 14時00分
- (2) 盛岡市役所本庁舎別館4階401会議室
執行即時開封

4 見積書の提出方法

- (1) 見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に持参すること。郵便による見積は、認めない。
- (2) 代理人により見積させるときは、委任者（契約権限を有する者）が記名押印して代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

2回までとする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 賃貸借期間に係る年額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る年額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 見積の辞退

心得第11第2項の規定により、文書で辞退届を提出すること。

(5) 本件は、令和7年度を初年度とする長期継続契約につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(6) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格のものを契約予定者とする。

(7) 契約予定者は、見積徴収後、仕様書5及び6を証明する書類（以下、「証明書類」という。）を3月31日(月)正午までに提出すること。

(8) 証明書類を期日までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(9) 契約予定者が、証明書類の要件を満たさない場合及び辞退した場合は、契約を締結しないものとし、予定価格の制限の範囲内で2番目に最低の価格のものを契約予定者とする。

(10) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(11) 支払は貸借期間の年払とし、毎年度の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。

(12) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年3月25日(火)12時までに電子メール又は文書（ファックス可）により道路管理課あて提出すること。回答は、盛岡市公式ホームページ「事業者の皆さんへ＞市の発注契約＞発注情報」で令和7年3月27日（木）12時までに回答する。

電子メールアドレス dourokanri@city.morioka.iwate.jp

盛岡市建設部道路管理課 Tel 019-613-8542、Fax 019-651-9211